

国民生活センターの在り方に関する閣議決定の対照表

【民主党政権下】

【現政権下】

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針 (平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)	独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針 (平成 24 年 1 月 20 日閣議決定) 【現政権下、平成 25 年 1 月に当面凍結】	独立行政法人改革等に関する基本的な方針 (平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)
消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。	消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成 25 年度を目途に本法人の機能を国に移管する。	中期目標管理型の法人とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・相模原研修所については、研修施設としては廃止する。 ・相模原の研修施設で行う研修については、廃止することを前提にその後の研修の実施方法を検討する。 		相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成 26 年夏までに結論を得る。
東京事務所を国庫納付する。		東京事務所については、同事務所が合築されている建物に所在する品川税務署の移転計画が撤回されたことから、引き続き同事務所において業務を実施する。